

地域振興県土警察常任委員会資料

(平成28年5月31日)

- 1 鳥取市の中核市移行に係る県・市の検討、協議等の状況について
【地域振興課】・・・ 1ページ
- 2 公立鳥取環境大学の入試実施状況と就職活動状況について
【教育・学術振興課】・・・ 34ページ
- 3 統計調査関係書類の紛失について
【統計課】・・・ 35ページ
- 4 ジャマイカ陸上交流事前協議団のジャマイカ訪問結果について
【スポーツ課】・・・ 37ページ
- 5 第27回日本パラ陸上競技選手権大会の結果について
【スポーツ課】・・・ 39ページ
- 6 平成28年度障がい者スポーツ選手・団体の強化指定について
【スポーツ課】・・・ 40ページ

地 域 振 興 部



鳥取市の中核市移行に係る県・市の検討、協議等の状況について

平成28年5月31日
地域振興課

鳥取市の中核市移行については、平成30年度当初の移行を目指して、平成26年8月に設置した「鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会」（4町もオブザーバー出席）で検討、協議を進めており、この中で参加団体等において事務の移譲や委託の内容について協議、調整、確認を行っている。

I 現時点において、各分野ごとにプロジェクトチームなどにより協議、確認している事項は以下のとおり。

- 1 市におけるスケジュール管理（中核市移行に向けたスケジュール）
 - ・平成30年度の中核市移行を目指す。
 - ・平成28年度秋以降に予定される国（総務省、厚労省）のヒアリングに向けて、今夏を目処に移譲事務の詳細など詰めを行う。
- 2 保健所業務＜福祉・保健・環境PT 主担当：福祉保健部、生活環境部＞
 - ・東部福祉保健事務所及び東部生活環境事務所の保健所業務は、現在の県の体制を引き継ぐことを基本に、（仮称）鳥取市保健所を新設して対応する。
 - ・県庁本庁からの移譲業務は、市の関連する部署がそれぞれ引き継ぐ。
 - ・円滑に事務事業を引き継ぐため、平成28年度からの専門職員の継続的な派遣、人事交流を通じて、互いに連携強化と人事育成に努める。
(保健師の交換研修を実施中。衛生部門についても早ければ今年度中からの職員研修を行う。)
※長いスパンの人材育成、確保の計画を県、市の人事当局間で別途、検討中。
 - ・東部福祉保健事務所、東部生活環境事務所の設備、備品、備蓄品については、市への譲渡の依頼があり、詳細な条件等の検討を行う。
- 3 福祉・保健分野（災害医療体制）＜福祉・保健・環境PT 主担当：福祉保健部＞
 - ・災害時には、鳥取市は県からの要請を受け、（仮称）鳥取市保健所に「（仮称）県医療救護対策支部・鳥取市医療救護対策部門」を設置し、地区医師会、医療機関等と連携して医療救護班の派遣等を行う。
 - ・上記の基本的な考え方については、平成28年1月に東部4町を含めて合意しており、これを踏まえた医療救護マニュアルの見直しを平成28年度中に行う。
- 4 環境衛生分野＜福祉・保健・環境PT 主担当：生活環境部＞
 - ・鳥取市役所新本庁舎が完成する平成32年3月頃までの2年間における（仮称）鳥取市保健所の生活安全部門等の事務所の候補地として、県東部庁舎（東部生活環境事務所）の賃貸の依頼があり、今後、詳細な条件等の検討を行う。
 - ・犬管理所及び当該施設内の備品については、市に権限を移譲する業務に係るものであることから、市への譲渡の依頼があり、同じく、詳細な条件等の検討を行う。

II 県の事務を市に委託するに当たっての留意点

東部地区4町においては、鳥取市の中核市移行後の保健所の体制について、医師・薬剤師・獣医師等専門知識を有する人材の確保、資機材の重複による二重行政の回避及び窓口の一元化による住民サービスの維持の観点から、県と市が連携した業務体制の構築することを含めて、県から市への東部地区4町に係る保健所関連業務の円滑な委託が重要と認識。

県においては、次の点を留意点として対処。

(1) 住民サービスの維持向上

- ・市と東部地区4町の住民に対して同じサービス・対応をすること。
- ・東部地区4町へのサービスが後回しにされないこと。

(2) 将来にわたって現在の県のサービス水準を低下させないための仕組みの構築

- ・県・市間で担保の仕組みを検討すること。

(これに対する県の具体的対応)

・円滑な事務移譲・引継の準備

県・市協議会のもとに、事務レベルで、各移譲事務分野毎に、県は支援PT、市は部会を設置し、県・市間で個々の事務概要を整理検討を行っているところ。

・県・市間の「連携協約」の検討

県・市間で、住民サービスの維持向上、専門人材等の確保育成などを盛り込んだ包括的な連携協約の締結について検討中。

<今までの協議等の経過>

H26.6 鳥取市は中核市移行を決意し、県(知事)へ協力要請

⇒県(知事)は、鳥取市の決意に敬意を表し、中核市移行にあたっては、県から保健所事務を始め多くの事務権限が移譲されることから、県として協力することを表明。併せて、円滑な事務移譲を行うため、4町をオブザーバーに県・市で協議会を設置し、協議調整を進めることを提案。

H26.8 鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会(4町もオブザーバー出席)を設置。

H26～H28.4月まで5回の協議会を開催し、移譲・委託事務を決定、円滑な事務移譲に向け、事務内容の確認、財政影響額の試算、人事・組織体制等の検討、広報の実施など協議を進めてきたところ。

<県から市へ移譲・委託する事務(H27.8県・市協議会で調整)>

事務の区分	摘要
法定移譲事務	保健所で行う各種許認可事務、教職員研修事務など1,411事務
県単独事務	法定移譲事務に関連して県条例等に基づき実施している事務(療育手帳交付事務など)231事務
関連事務	法定移譲事務に関連して一体的に処理する県知事権限の事務(特定医療費の支給認定事務など)973事務
計	2,211事務

(参考)

※一部、現時点(5/30)の状況に加筆、修正したもの（枠囲み及び下線を併せてしている箇所）

第5回 鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会

日時：平成28年4月19日(火)
10:00～11:00(予定)
場所：県庁第二庁舎 4階 第33会議室

1 開会あいさつ

2 協議事項

- (1) 中核市移行に向けたスケジュールについて
- (2) 人材の確保・育成について
- (3) 施設等の取り扱いについて

3 報告事項

- (1) 鳥取市保健所設置の検討状況について
 - ① 鳥取市保健所設置基本構想
 - ② 鳥取市保健所等（駅南庁舎）整備基礎調査
- (2) その他
 - ① 広報等に関する取り組みについて

4 その他

5 閉会

【資料】

- 1-1 鳥取市の中核市移行スケジュール(見込み)【鳥取市】
- 1-2 中核市移行支援PTの取組状況【鳥取県】
- 2 中核市移行に係る組織体制及び人材確保・育成等の基本的な考え方について
【鳥取市】
- 3 鳥取市の中核市移行に向けた施設等の取り扱いについて【鳥取市】
- 4-1 鳥取市保健所設置基本構想【鳥取市】
- 4-2 鳥取市保健所等（駅南庁舎）整備基礎調査について【鳥取市】
- 5 鳥取市 中核市移行に関する広報等の取り組みについて【鳥取市】
- 6 東部4町における広報等の取り組みについて【鳥取県】

資料 1-1

鳥取市の中核市移行スケジュール（見込み）

平成28年4月19日現在
鳥取市 中核市推進局

区分	平成26年度				27年度				28年度				29年度		30年度		31年度	
	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	前期	後期	前期	後期	前期	後期
鳥取市における調整																		
○中核市移行推進本部設置																		
○(同)推進本部幹事会設置																		
○4月 保謹所設置基本構想(案)策定 ○12月 保謹所設置基本構想策定																		
保謹所施設(駅南庁舎活用、暫定施設)検討																		
国提出 資料作成 (県・市)																		
○4月 保謹所設置基本構想(案)策定 ○12月 保謹所設置基本構想策定																		
事前協議 ヒアリング (総務省)(厚労省)																		
○7月：国へ指定を求める申出 ◆政令指定																		
専門職採用																		
○2月：市議会へ申出議案提出																		
(市議会との関係)																		
6/10 市長：中核市移行を表明																		
6/10 全協説明 9/5 全協 12/17 全協																		
9/1 12/4 2/22 全協																		
◆9/24 鳥取市の中核市移行の推進に関する決議																		
県知事との調整																		
○5/26県・市懇談会																		
●6/23県知事への協力要請																		
県との事務事業調整																		
●県への協力要請																		
○8/4 (①) 11/18 (②) 3/19 (③)																		
○8/4 (④)																		
○4/19 (5)																		
○移譲事務規模決定																		
○引継事務の説明 情報提供を受ける(県(各PT)→市(各部会))																		

中核市移行支援 P T の取組状況

平成 28 年 4 月 19 日

保健衛生・環境 P T (福祉保健部関係)	<p>〔検討状況〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○移譲事務については、概ね整理済み。(法改正に伴う追加等は別途整理。) ○中核市移行後の災害時医療体制等については、平成 28 年 1 月に災害医療に係る基本的な考え方を整理した。(別紙参照) ○職員研修については、平成 28 年度に保健師 1 名を交互に研修派遣している。 ⇒市から派遣されている保健師(係長級)は、東部福祉保健事務所健康支援課 感染症・疾病対策担当に配属。主に結核、感染症、HIV 等担当。 <p>〔県内部で検討・調整が必要な事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○移譲事務については、法改正を受けての移譲事務の項目の追加、政省令による通知レベルのものを根拠とした事務、その他の案件等について、整理を行う。(P T 関係課が平成 28 年夏までに対応予定) ○中核市移行後の災害時医療体制等を踏まえた災害時の医療救護マニュアル等の見直し。(医療政策課が平成 28 年度中に対応予定) <p>〔市と協議・検討・調整が必要な事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○上記移譲事務の再点検の結果、再度、調整が必要となる項目が生じる可能性もある。 ○人事交流以外の職員研修や事務引継ぎ等の実施の形を検討。 <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取市への職員の支援体制については、人事部局と連携を図りながら進めっていく。(福祉保健課が平成 29 年度に向けて対応予定) ・業務に関する知識習得のための研修、会議、訓練等への参加。(東部福祉保健事務所が平成 28 年度中に随時対応中) <p>⇒新型インフルエンザ訓練を 5 月 18 日に実施し、鳥取市からは 8 人参加。 栄養士関係は、食品表示指導、特定給食指導等について定例で勉強会を実施予定。(第 1 回は 6 月の予定。)</p>
保健衛生・環境 P T (生活環境部関係)	<p>〔検討状況〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○以下の事項について、検討や作業を進めているところ。 <ul style="list-style-type: none"> ・事務移譲に関し、昨年度から継続している課題や追加移譲事務の調整。 ・中核市移行のための実績件数調査や事務引継などの作業。 <p>〔県内部で検討・調整が必要な事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市と協議、検討、調整が必要な事項に関する県(案)の作成。(P T 関係課が平成 28 年夏までに対応予定) <ul style="list-style-type: none"> ⇒現在、要調整項目の整理、洗い出しが行われている。 <p>〔市と協議・検討・調整が必要な事項〕</p> <p>P T 関係課がそれぞれ所管する課題について、平成 28 年夏までに対応予定。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 継続検討する課題 <ul style="list-style-type: none"> ○事務の実施体制の検討

	<ul style="list-style-type: none"> 専門職員の確保、組織体制、県・市の連携等について、人事部局と連携を図りながら検討を進める。(環境立県推進課) 食中毒など食品衛生検査に係る県・市の協力体制(県衛生環境研究所での受託等)。(衛生環境研究所) <p>○移譲する事務の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> 法定移譲事務以外の事務の移譲範囲を県・市で調整し、整理。(鳥取県HACCP適合施設の認定事務など)(P T関係課) <p>○圏域をまたぐ広域営業許認可事務の取扱</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品営業の許可(露店・移動型)、出張理容・美容の届け出受理など(P T関係課) <p>○県有施設の使用・譲渡</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般大気測定局や犬猫収容施設など県財産移管の方針について、財産管理部局と連携して検討。(施設所管課) <p>○専門職の人材確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 獣医師、薬剤師、食品衛生監視員、環境衛生指導員等の確保(環境立県推進課) <p>2 事務引き継ぎ・研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 移譲事務に係る情報共有及び質疑応答を行い、移譲事務に係る理解促進を図るとともに、課題の抽出を図る。(P T関係課) 事務を引き継ぐために必要な資料等の提供、研修の実施。(P T関係課) <p>⇒現在、市職員が衛環研に出向き、市が行う検査の内容等を確認中。</p>
都市計画 P T	<p>○検討状況</p> <p>○法定移譲事務は3法令(※準備が必要なもの)、移譲が望ましい事務は3法令。</p> <p>◇法定移譲事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ①屋外広告物法(屋外広告業の登録事務のみ) <ul style="list-style-type: none"> 屋外広告業の登録等の事務のあり方について、協議を行っている。 (理由) 移譲事務は「屋外広告業の登録事務」と「屋外広告業の登録をするものを対象とした講習会実施事務」。鳥取市のみで登録を行い業務をすることは少ないものと考えられるところ。県と市でそれぞれ登録を行うこととすると、行政サービスの低下と事務の非効率化の懸念があるため。 ②高齢者の居住の安定確保に関する法律 ③建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 <ul style="list-style-type: none"> いすれも県の担当課から市の担当課へ移譲事務の概要や事務量等について説明済み。 <p>◇市への移譲が望ましい事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ①農業振興地域の整備に関する法律 ②土地改良法 ③公営住宅法(市が管理している県営住宅の移譲) <p>○県内部で検討・調整が必要な事項</p> <p>○屋外広告業の登録等の事務のあり方について、国に法令解釈、制度運用の確認を行い対応案を検討。(住まいまちづくり課が対応中)</p> <p>⇒現在、国の法令解釈の回答を受け、対応案を検討中</p>

	<p>【市と協議、検討、調整が必要な事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○屋外広告業の登録等の事務のあり方について、協議が必要。(住まいまちづくり課が平成28年度夏までに対応予定) ○その他法定移譲事務については、特段の課題等もないと考えられることから、引き続き、県・市担当課間で事務移譲の準備を進める。(P T関係課が随時対応) ○市への移譲が望ましいと考えられる事務について、県・市で協議を継続。(住まいまちづくり課が平成28年度夏までに対応予定)
教育 P T	<p>【文化財関係】</p> <p>【検討状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○移譲事務は17項目。 ただし、例年処理案件があるものは3項目（文化財である埋蔵物の届出の受理・鑑査（・差戻し））のみ。軽易な事務であるため特段の課題等なし。 (年間処理件数は20件程度:H27実績) <p>【県内部で検討、調整が必要な事項】</p> <p>【市と協議、検討、調整が必要な事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特になし。 <p>【今後の作業（時期の目処、役割分担（担当部署など））】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○早い段階で事務引継ぎを行う。 <p>【県費負担教職員研修関係】</p> <p>【検討状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市で実施する研修について、以下のとおり調整中。 <ul style="list-style-type: none"> ・教諭等の初任者研修については、基本的に市が実施するが、そのうち市で実施が難しいものは県に委託する。 ・2年目、3年目研修は市が実施する。 ・5年目研修、10年経験者研修については、県に委託する。 ・職務研修については、研修内容によって市が実施するものと県に委託するものがある。 ・専門研修については、多種多様なものがあり、市が実施すると受講者が少なく、研修効果の確保が困難等の理由により、県に委託する。 <p>【今後の作業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○今後、委託料の算出方法等について協議を進めていく。 <p>【県内部で検討、調整が必要な事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○研修の委託料の算定の考え方（教育総務課が平成28年度内に対応予定） <p>【市と協議、検討、調整が必要な事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県に委託される研修についての調整（教育センターが平成28年度内に対応予定） ○研修の委託料（教育総務課が平成28年度内に対応予定）

鳥取市の災害医療等に係る医療救護対策支部設置の基本的な考え方

平成28年4月19日
医療政策課

◇鳥取市の保健所設置に伴う災害医療体制等

◇医療救護対策支部とは?(県災害医療活動指針・抜粋)

⇒福祉保健部長は、被災地域住民の生命を守ることを目的とし、地震等の災害発生直後の超急性期には総力を挙げて対処し、迅速な状況判断による明確な指示を出すために、福祉保健局内に福祉保健局長を支部長とする「医療救護対策支部」を設置する。

【現 状】

○福祉保健事務所(局)に設置される医療救護対策支部は、県災害対策部及び県医療救護対策本部から指示等を受け、地区医師会、医療機関等と連携し、医療救護班等の派遣等を行う。

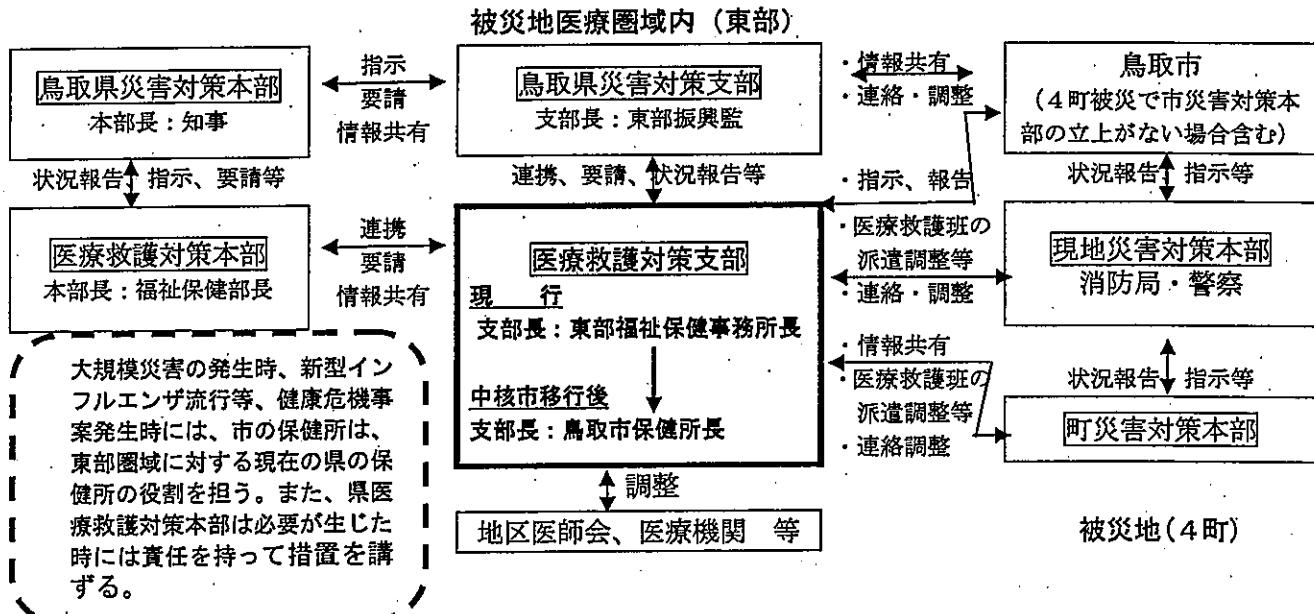
【中核市・移行後】

○災害時には鳥取市は県からの要請を受け、鳥取市保健所に医療救護対策支部を設置して、その機能を担うこととする。1市4町全域で医療救護活動を展開するためには、迅速な意思決定を図る必要があり、鳥取市保健所に設置された医療救護対策支部は県医療救護対策本部及び県災害対策部と連携しながら、その対応にあたる。

【組織体制の基本的な考え方】

- ① 現行の災害医療体制の指揮命令系統を踏まえ、新たな連携のあり方を検討していく。
- ② 新型インフルエンザ対策等でも超急性期の初動対応が必要となることから、県市で指揮命令系統が重複することのないよう検討していく。
- ・医療救護対策支部の業務は、
 - ア 災害医療では、東部圏域の医療機関等の被災情報の収集、災害医療システム・EMISの入力・確認、未入力機関等への連絡、必要に応じた現地確認、医療対策本部、周辺4町の災害対策本部の連絡調整、圏内災害拠点病院と連携した転院搬送、本部に対する圏外搬送の要請、移動手段の確保 等
 - イ 医療救護班等の派遣調整及びDMAT等の受入れ調整、市町村への支援(人材、医薬品、生活用品等)
 - ウ 感染症、被ばく医療等では、感染症対策本部との連絡・調整、職員の現地への派遣、サンプル等の収集、調査、圏内初期被ばく医療機関への転院搬送・受入調整、二次被ばく医療機関へ搬送 等
- ③ 県と市の間の具体的な取り決めは協議のうえで決定していく。

◇災害時の医療救護・連携体制図



<鳥取県新型インフルエンザ等対策マニュアル>

- ・東部地区の地方機関においては、県対策本部の設置に合わせて支部を設置し、県対策本部で決定された対策を市町村と連携して重点的に実施する。

<鳥取県被ばく医療計画>

- ・県は、県災害医療救護対策本部を設置したときは、…各圏域に医療救護対策支部を設置する。

資料 2

中核市移行に係る組織体制及び人材確保・育成等の基本的な考え方について

平成28年4月19日

鳥取市 中核市推進局

中核市移行による鳥取市の組織体制、職員の配置及び人材確保・育成については、次の考え方を基本とし、県及び市の担当課を通して引き続き協議を行う。

1 組織・機構について

- (1) 東部福祉保健事務所及び東部生活環境事務所の保健所業務は、現在の体制を引き継ぐことを基本に、(仮称)鳥取市保健所を新設して統合する。
- (2) 県本庁からの移譲事務は、市の関連する部署がそれぞれ引き継ぐ。
- (3) 組織機構及び事務分掌の詳細は、市民サービスの向上及び事務の効率化の観点から検討する。

2 職員配置等について

中核市移行に伴う市の配置職員数は、県から引き継ぐ業務（東部4町に係る業務を含む。以下同じ。）に係る現在の県の配置職員数（正職員及び非常勤職員）を基本として調整する。

3 人材の確保・育成について

- (1) 中核市移行に伴う保健所設置等のため、専門職員の新規採用等を行う必要があることから、県と必要な調整を行う。
- (2) 中核市移行に伴い、円滑に事務事業を引き継ぐため、県及び市は、平成28年度からの専門職員の継続的な派遣・人事交流を通じて、互いに連携強化と人材育成に努めることとし、詳細について引き続き協議を行う。

鳥取市の中核市移行に向けた施設等の取り扱いについて
(鳥取市からの依頼事項)

平成28年4月19日

鳥取市 中核市推進局

1 県東部庁舎（生活環境事務所）及び犬管理所について

鳥取市の中核市移行（平成30年4月1日）から、鳥取市役所新本庁舎が完成し（仮称）鳥取市保健所を駅南庁舎に改めて整備する（平成32年3月頃）までの約2年間、保健所の生活安全部門の事務所及び本庁舎の産業廃棄物担当部門の事務所の候補地として、東部生活環境事務所の賃貸を県にお願いする。

犬管理所（松並町3丁目）及びその施設内の備品等については、県に譲渡をお願いする。

2 設備・備品等の整備について

（仮称）鳥取市保健所の設置等に伴い、現在、東部福祉保健事務所（江津）及び東部生活環境事務所（立川町）にて設置・管理されている設備・備品等は、中核市移行時点で、県から市への譲渡をお願いする。

3 災害医療対応・健康危機管理に関する備蓄品等について

災害医療対応・健康危機管理に関する備蓄品等は、県・市の役割・業務分担などの調整と併せて、中核市移行時点での県からの譲渡や、中核市移行後の保管・管理及び補充のあり方などを調整し、確保できるようお願いする。

なお、原子力災害に備えるため簡易除染・避難退域時検査で必要となる備品等については、県からの借用をお願いする。

4 その他

ア 大気観測局及び監視システムの場所は、現在の観測地（県庁西町分庁舎及び合銀鳥取営業所）を現状のまま使用させていただくようお願いする。

イ 県内の3保健所で共同利用されているものについては、必要な案件が生じた場合に県から借用させていただくようお願いする。

⇒上記事項については、5/24現在、詳細な条件等を検討中。

鳥取市保健所設置基本構想

鳥 取 市

平成27年12月

目 次

	頁
1 基本構想策定の趣旨	1
2 保健所の設置時期	2
3 保健所の所管区域	2
4 保健所設置の基本方針	2
(1) 地域保健医療と環境衛生の充実・向上	
(2) 情報発信の充実	
(3) 関係機関、団体との連携	
(4) 住民サービス及び利便性の向上	
(5) 健康・子育て支援等の拠点整備	
(6) 人材の確保と業務の円滑な移譲	
(7) 健康危機管理、災害医療への対処	
5 組織体制	4
6 職員の確保と育成	5
7 保健所の施設	5
(1) 駅南庁舎活用のメリット	
(2) 駅南庁舎の概要	
(3) 利用計画の概要	
(4) 保健所業務の関連施設の検討	
別記 1	8
<参考資料>保健所の業務	13
利便性の向上、住民サービス向上の具体例	14

1 基本構想策定の趣旨

本市は、平成17年10月に、山陰地方で初の特例市に移行し、鳥取県から都市計画や環境分野等の一部の事務権限の移譲を受けました。特例市になることにより市の自主性をより一層高め、市民の身近なところで多くの市民サービスを行うことができるようになり、本市が掲げる「いつまでも暮らしたい 誰もが暮らしたくなる 自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」の実現に向けた取組を進めてきました。

このような中、平成26年5月に地方自治法が改正され、本年4月より特例市の制度が廃止されるとともに、政令指定都市に次ぐ都市制度である中核市の要件が緩和され、本市は中核市への移行が可能になりました。中核市になると、市民生活に身近な福祉や保健衛生、環境、都市計画など、さらなる事務権限の移譲を受け、市民のニーズに応じたきめ細やかな行政サービスの提供ができるようになります。

本市は、平成30年4月1日の中核市移行を目指すこととし、鳥取県との間で移行に向けた準備を進めています。

中核市に移譲される権限のうち最も多くを占めるのが保健所に関するものであり、市は独自に保健所を設置する必要があります。近年、高齢化社会の進展、新型インフルエンザ等感染症の流行による健康危機に対する懸念の増大、食の安全に対する関心の高まりなど、地域の保健医療や環境衛生等を取り巻く状況は大きく変化しており、保健所の役割はますます重要になっています。

本市は、新たな保健所の整備に向けて、「鳥取市保健所設置検討有識者委員会」を設置し、市民の健康増進と市民サービスの向上に向けた保健所の在り方について検討を重ね、本年3月17日に「鳥取市保健所の在り方に関する提言」をいただきました。

本市は、この提言を踏まえて、4月6日、鳥取市保健所設置基本構想（案）（以下「基本構想（案）」という。）を策定し、市民政策コメントを行うとともに、保健医療及び環境衛生、子育て支援等に係る関係団体の代表者や公募委員からなる「鳥取市保健所設置検討委員会」を設置して、この基本構想（案）について、延べ6回にわたり検討を重ね、様々な意見をいただきました。この「鳥取市保健所設置基本構想」は、この委員会における意見や市民政策コメントに寄せられた意見などをもとに策定したものであり、新たな保健所を、現在の鳥取保健所の機能や役割を引き継ぎながら、住民の多様なニーズに対応するための地域保健医療・環境衛生行政の拠点として整備する基本的な方針とすることを目的とするものです。

2 保健所の設置時期

鳥取市の保健所の設置は、中核市移行とあわせて平成30年4月1日です。

3 保健所の所管区域

鳥取市の保健所が所管する区域は鳥取市です。

また、鳥取県と岩美町、若桜町、智頭町及び八頭町との間で、各町に係る保健所の業務について、鳥取県から鳥取市へ事務の委託を行う方向性がまとまり、調整が進められています。鳥取市が事務の委託を受けることで、4町の区域は鳥取市の保健所の業務の対象区域となります。

4 保健所設置の基本方針

鳥取市の保健所は、鳥取県の鳥取保健所の機能を引き継ぐとともに、地域保健医療・環境衛生行政の拠点として、住民の健康増進など、サービスの向上を図るために、次の方針に基づいて設置します。

(1) 地域保健医療と環境衛生の充実・向上

地域社会が直面している保健医療・環境衛生の課題に対応する拠点として位置付け、地域保健医療及び環境衛生対策に万全を期し、住民の健康の保持・増進と環境衛生の向上に取り組みます。

(2) 情報発信の充実

保健所の業務を広く住民に理解していただくとともに、健康増進に向けた地域保健に関する思想の普及や健康危機管理のために必要な情報の発信に取り組みます。

(3) 関係機関、団体との連携

保健所の運営にあたり、感染症などの広域的課題に迅速に対応していくため、引き続き関係機関・団体と情報共有を図るとともに、透明性を確保して、各機関の意見を反映しながら、より一層連携を強化します。

(4) 住民サービス及び利便性の向上

保健医療分野と環境衛生分野の業務を一体的に行うとともに、各種手続きの簡素化を進め、利用者の利便性の向上に努めます。また、住民に最も身近であるという基礎自治体の利点を生かし、総合支所や保健センター等と連携した相談窓口の設置など、きめ細やかなサービスを実現します。

(5) 健康・子育て支援等の拠点整備

これまで保健所が対応してきた地域の保健医療・環境衛生の業務に加えて、健康づくりや母子保健等、本市の保健センターが担ってきた業務、さらに妊娠、出産、子育て、就学支援等関連する業務を集約して連携強化を図り、健康・環境衛生・子育て等の総合支援の拠点として整備します。

(6) 人材の確保と業務の円滑な移譲

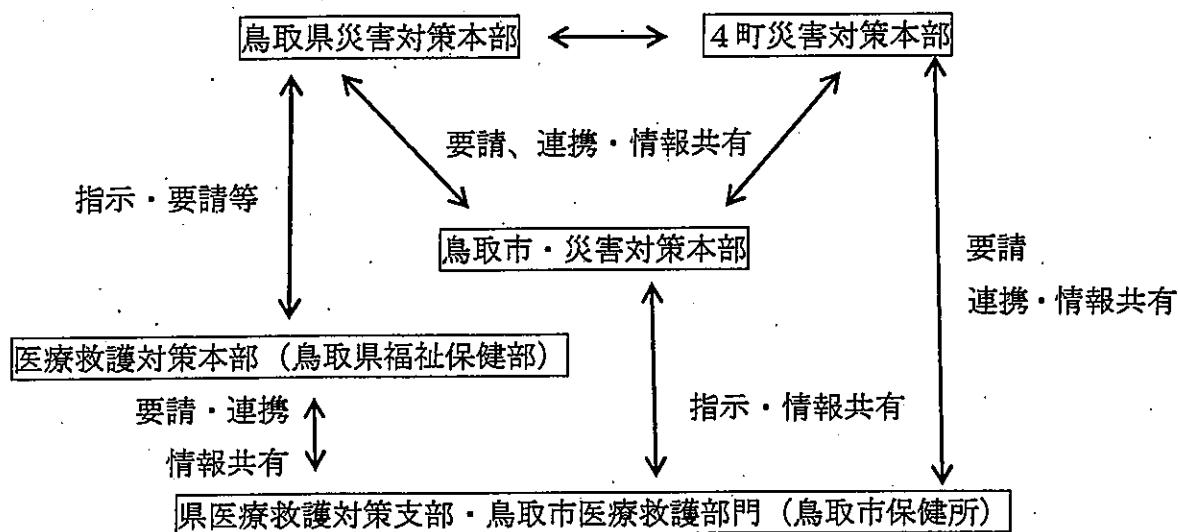
保健所には高度な専門性を有する人材が必要です。保健所の業務を円滑に引き継ぎ、住民の健康増進や環境衛生の向上を図るため、鳥取県と連携して職員の派遣や研修等により、必要な人材確保及び育成を行います。

(7) 健康危機管理、災害医療への対処

近年、新型インフルエンザなどの感染症、食の安全等の健康危機管理や災害時の医療体制等が重要となっています。本市の地域防災計画における保健所の役割を医療救護部門として位置付け、関係機関との緊密な連携体制を築き、これらに対する予防・対処能力を強化します。

なお、広域的な災害が発生した場合には、鳥取県の東部・中部・西部の各圏域ごとに医療救護対策支部が設けられます。県東部地区については、本市の保健所が医療救護対策支部の役割を担い、県と連携して医療救護の対応にあたります。感染症などの健康危機管理の事案が発生した場合も県と連携して対応にあたります。

【災害時の医療救護体制イメージ図】

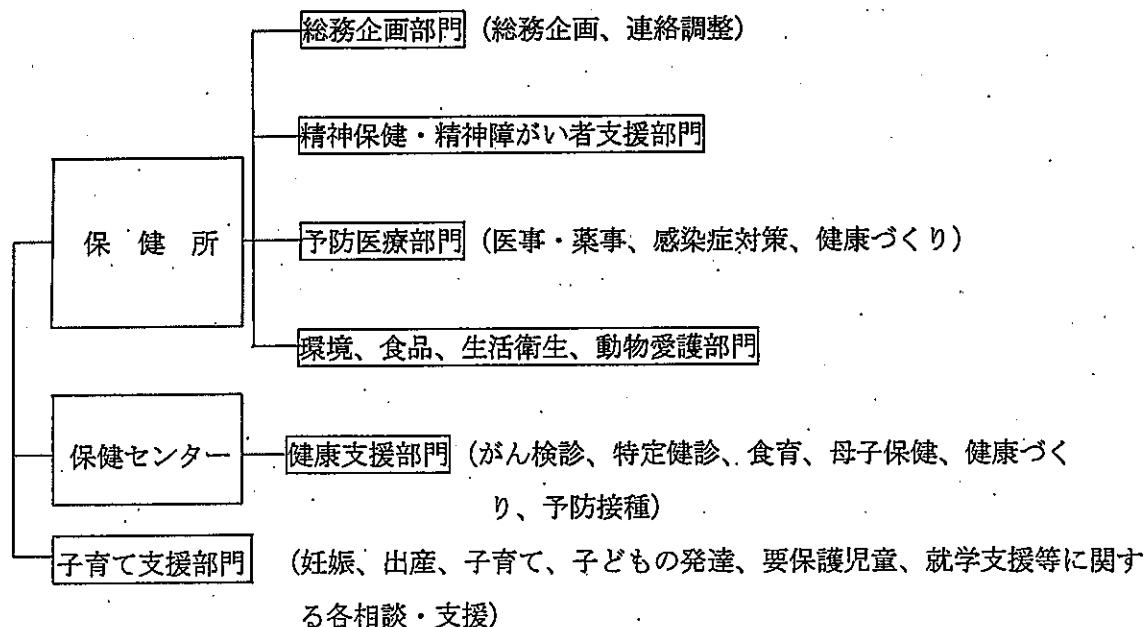


*今後も、県と引き続き、医療救護体制のあり方について検討してまいります。

5 組織体制

保健予防、健康増進、環境衛生、子育て等を総合支援する拠点整備のため、保健所と保健センターの連携を強化した組織体制とします。

組織体制のイメージ（案）



*保健所、保健センター、子育て支援部門の業務は別記1参照

6 職員の確保と育成

保健所の設置に伴い、医師（保健所長）・獣医師の配置が法律で定められているほか、保健師、薬剤師、精神保健福祉士など業務内容に必要な専門的知識・技術を有する職員の採用が必要です。

鳥取県からの保健所事務の円滑な引き継ぎのため、これら専門職員の確保について、鳥取県との職員の派遣及び交流を行いながら、本市において必要な職員の採用及び事前研修等を通じて、保健所の運営を担う人材を計画的に養成し確保します。

7 保健所の施設

保健所の施設は、鳥取市保健所設置検討有識者委員会の提言、市民政策コメント、鳥取市保健所設置検討委員会の意見を踏まえ、施設利用者の交通の利便性や駐車場の確保とともに、保健センター・子育て支援部門の配置に必要な施設規模が求められます。また、鳥取市総合福祉センター（以下、「さざんか会館」という。）や鳥取市障害者福祉センター（以下、「さわやか会館」という。）等周辺の福祉関連施設や、鳥取県東部医師会、鳥取県東部歯科医師会、鳥取県薬剤師会東部支部等関係機関との連携、さらに、施設整備に必要な経費抑制の観点から、駅南庁舎を活用することとします。

なお、駅南庁舎の整備は、本市新本庁舎が完成し、現在の駅南庁舎に配置されている機能が新本庁舎に移転した後となるため、それまでの保健所の暫定的な設置場所については、利便性や他の機関との連携の観点を踏まえ、引き続き検討を重ねていきます。

（1）駅南庁舎活用のメリット

- ①保健・医療・福祉・環境衛生分野で鳥取県東部圏域の連携強化に資する立地環境であること。
- ②公共交通機関の利便性や車での来訪者に対応できる駐車場が確保されており、住民の利便性の向上に資すること。
- ③さざんか会館、高齢者福祉センター、さわやか会館など福祉関連施設が集積し、福祉保健ゾーンとして相乗効果が見込まれる等、立地環境が優れています。
- ④保健所に必要な診察室、相談室、研修室の確保や来訪者のプライバシーの配慮、障がい者、難病患者の利用に対応可能なユニバーサルデザインへの配慮が可能であること。
- ⑤保健所の他、保健センター、子育て支援部門等の配置に必要な床面積が確保できること。

きること。

- ⑥既存施設を活用することにより、用地の取得や施設の建設などの経費を大幅に抑制することができること。

(2) 駅南庁舎の概要

建築年	平成元年
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造（S R C）6階地下1階
面積	敷地面積 5,781 m ² 、延床面積 27,648 m ²
庁舎利用	6,100 m ² （内 2,283 m ² は地下会議室及び倉庫）
庁舎以外	21,548 m ² （内駐車場 9,499 m ² 、6 F プール、2 F 図書館）
駐車台数	来訪者用 204 台（その他プール利用者用等 122 台）

(3) 利用計画の概要

駅南庁舎に保健所、保健センター、子育て支援部門等を配置し、健康、環境衛生、子育て等の総合支援拠点として整備します。

保健所として、健康危機管理、感染症、医事、薬事、疾病対策、健康増進、精神保健、生活衛生、食品、動物愛護などの機能を配置するほか、保健センターとして、従来どおり、成人保健、歯科保健、母子保健、食育、栄養改善などの機能を配置します。また、成人の検診や健康相談、健康チェックなど、多目的に利用できる場の設置を検討します。

さらに、子育て支援部門として、妊娠、出産、子育て、子どもの発達、要保護児童、就学支援等に関する各相談・支援の機能を配置し、妊産婦や乳幼児が集え、親子がゆっくり時間を過ごせる場や、手続きや相談中の親から見える位置に子どもたちが遊べるふれあいコーナー、子どもの一時預かりコーナーなどの機能を検討します。

【各階の利用の一例】

配置機能	有効面積	階数
パーク施設	駐車場	6階
診察・相談フロア	放送大字	135 m ²
	駐車場	5階
	駐車場	4階
健診フロア	駐車場	536 m ²
	駐車場	3階
鳥取市立中央図書館		2階
保健所・保健センター・子育て支援部門等	3,146 m ²	1階
会議室	倉庫	2,283 m ²
	書庫	図書館書庫
		地階

*各機能の位置や面積は、今後、検討を進めます。

(4) 保健所業務の関連施設の検討

以下の保健所に関連する施設の確保について、県と調整を進めていきます。

- ・犬・ねこ等の収容施設

現在の県の施設を引き続き利用することについて、県と協議を進めます。

- ・衛生検査業務を行う施設

保健所業務のうち、衛生検査業務のための新設・整備は行わず、現在の鳥取保健所と同様に、検査業務を県の検査機関や民間へ委託する方向で検討します。

別記1

区分	業務内容
保健所業務	<p>【総務企画部門】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域保健医療計画の進捗管理及び推進に関すること。 ・健康課題の把握及び地域保健推進に関する広域的な調整・連携に関すること。 ・在宅医療・介護の連携体制の整備に関すること。 ・人口動態統計、保健統計等情報の報告、収集及び発信に関すること。 ・国民生活基礎調査等の統計調査に関すること。 ・関係機関の職員等に対する現任教育を含めた研修及び保健師、栄養士等学生等の受入れ等人材育成に関すること。 <p>【精神保健・精神障がい者支援部門】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉に関する保健指導に関すること。 ・精神障がい者の医療及び保護に関すること。 ・精神障がい者の地域移行・地域定着支援に関すること。 ・精神障害者保健福祉手帳の交付に関すること。 ・自立支援医療（精神通院医療）に関すること。 ・ひきこもり対策に関すること。 ・アルコール依存症・薬物依存症対策に関すること。 ・高次脳機能障害者の支援に関すること。 ・自死対策に関すること。 <p>【予防医療部門】</p> <p>(健康危機管理（災害を含む。）関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等新たな感染症、被ばく、災害等の発生時の医療等提供体制の整備に関すること。 <p>(感染症関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等の院内感染対策を支援する地域ネットワークの推進に関すること。 ・O157等感染症の発生予防、発生時の疫学調査及びまん延防止に関すること。 ・エイズ、性感染症、肝炎、風疹等についての啓発、相談及び検査に関すること。 ・結核予防及び結核患者の支援に関すること。

保健所業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンセン病の啓発に関すること。 ・予防接種による事故報告等に関すること。 ・検疫法に関すること。 <p>(医事関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療所、歯科診療所、助産所、施術所、歯科技工所等の許可、届出に関すること。 ・病院、診療所、歯科診療所、助産所に係る医療法第25条に基づく報告の徴収、立入検査（医療監視）、施術所、歯科技工所等の立入検査に関すること。 ・医療への苦情・心配事の相談対応、情報の提供等医療安全に関すること。 <p>(医療安全支援センターの設置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正受診の啓発、AEDの貸出し等救急医療の確保に関すること。 ・死体解剖の許可に関すること。 <p>(薬事関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬局等医薬品販売業、高度管理医療機器販売業等の許可、届出及び指導監視に関すること。 ・毒物劇物販売業等に係る登録、届出及び指導監視に関すること。 ・薬物乱用防止に関すること。 ・献血推進に関すること。 <p>(疾病対策関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難病患者の医療費の助成及び支援に関すること。 ・小児慢性特定疾病患者の医療費の助成及び支援に関すること。 ・肝炎治療費の助成及び支援に関すること。 ・原爆被爆者医療費の助成及び支援に関すること。 ・石綿・森永ヒ素ミルク中毒等健康被害者の医療及び支援に関すること。 ・熱中症予防の情報提供、光化学オキシダント等についての健康相談に関すること。 <p>(健康増進関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり応援施設の認定等県民の健康づくりの環境整備に関すること。 ・健康づくりに関する広域的で特に重要な課題（がん対策、糖尿病対策、認知症対策等）に関すること。 ・女性の健康問題の相談等に関すること（女性健康支援センターの設置）。 ・不妊治療費の助成に関すること。 ・広域的な母子保健・思春期健康問題に関すること。
-------	--

保健所業務	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な栄養改善及び食育の推進に関すること。 ・栄養改善・食育推進の組織及びネットワークづくりに関すること。 ・特定給食施設の指導に関すること。 ・食品表示の指導に関すること。 ・栄養士免許の申請に関すること。 ・広域的な歯科保健の課題に関すること。 <p>【環境・生活衛生部門】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水、大気環境に関すること。 ・土壤汚染対策に関すること。 ・石綿健康被害防止に関すること。 ・騒音、振動、悪臭に関すること。 ・特定工場における公害防止に関すること。 ・環境学習・環境教育に関すること。 ・理・美容所、旅館、興行場、クリーニング所及び公衆浴場の環境衛生に関すること。 ・温泉の利用、環境衛生等に関すること。 ・建築物における衛生的環境に関すること。 ・衛生害虫の相談に関すること。 ・水道施設の衛生に関すること。 ・一般廃棄物処理施設の設置許可に関すること。 ・廃棄物処理施設等に対する立入検査等に関すること。 ・産業廃棄物に関すること。 ・産業廃棄物処理施設、処分業、収集運搬業の許可等に関すること。 ・廃棄物の不法投棄に関すること。 ・熱回収施設の認定に関すること。 ・浄化槽に関すること。 ・自動車リサイクルに関すること。 ・使用済タイヤの適正保管に関すること。 ・ダイオキシン対策に関すること。 ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関すること。 ・フロン類の使用、管理等に関すること。 ・化製場に関すること。 <p>【食品・動物愛護部門】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品営業許可に関すること。
-------	---

保健所業務	<ul style="list-style-type: none"> ・食中毒に関すること。 ・食品衛生監視に関すること。 ・給食施設の監視指導に関すること。 ・調理師・ふぐ処理師免許に関すること。 ・製菓衛生師に関すること。 ・魚介類の行商に関すること。 ・食品関係営業者に対する衛生教育に関すること。 ・食品表示・景品表示に関すること。 ・米穀等の取引及び産地情報に関すること。 ・食鳥処理場及び食鳥処理に関すること。 ・狂犬病予防に関すること。 ・動物の愛護及び管理に関すること。
保健センター業務	<ul style="list-style-type: none"> ・成人保健に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> がん検診、特定健診、特定保健指導、健康教育、保健指導、健康相談、訪問指導 ・歯科保健に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> 歯科検診、健康教育、健康相談、フッ素塗布、6歳臼歯保護推進事業 ・母子保健に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付、妊婦相談、乳幼児健康診査、子育て相談、新生儿訪問、乳幼児訪問、ブックスタート事業、離乳食講習会、喫煙防止対策 ・食育に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> 食育教室 ・栄養改善に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> 健康教育、栄養相談 ・不妊・不育治療に関すること。 ・献血推進に関すること。 ・鳥取市民健康づくり推進協議会に関すること。 ・鳥取市民健康ひろばに関すること。 ・AEDに関すること。 ・健康危機管理業務に関すること。 ・熱中症対策に関すること。

保健センター業務	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症予防に関すること。 ・予防接種事業に関すること。 ・公衆浴場に関すること。 ・市民健康手帳に関すること。 ・自死予防対策に関すること。 ・「とっとり市民元気プラン」に関すること。 ・糖尿病対策に関すること。 ・精神保健に関すること。 <p>訪問指導、健康教育、健康相談、デイケア、家族会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難病に関すること。 <p>訪問指導、来所相談、電話相談</p>
子育て支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て短期支援事業に関すること。 ・親と子のすこやか推進事業に関すること。 ・養育支援訪問事業に関すること。 ・特定妊婦支援に関すること。 ・妊娠、出産包括支援事業に関すること。 ・望まない妊娠相談及び支援に関すること。 ・発達支援保育指導委員会に関すること。 ・子どもの発達相談・支援に関すること。 ・若草学園に関すること。 ・小集団療育に関すること。 ・親子療育に関すること。 ・保育訪問相談に関すること。 ・発達障がいの研修・啓発に関すること。 ・保育園、幼稚園、学校等支援に関すること。 ・鳥取市要保護児童対策地域協議会に関すること。 ・児童虐待防止研修会に関すること。 ・児童虐待に係る市民啓発に関すること。 ・その他虐待防止に関すること。

*現在の鳥取保健所が行っている保健所業務は、鳥取市において継続して行います。

<参考資料>

1 保健所の業務

(1) 地域保健法に基づく業務

保健所では、地域保健法第6条及び第7条に基づき、統計、食品衛生、環境衛生、医事及び薬事、歯科保健、精神保健、感染症予防等に関する業務を行います。

【地域保健法（抄）】

第六条 保健所は、次に掲げる事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行う。

- 一 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項
- 二 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項
- 三 栄養の改善及び食品衛生に関する事項
- 四 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項
- 五 医事及び薬事に関する事項
- 六 保健師に関する事項
- 七 公共医療事業の向上及び増進に関する事項
- 八 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項
- 九 歯科保健に関する事項
- 十 精神保健に関する事項
- 十一 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項
- 十二 エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関する事項
- 十三 衛生上の試験及び検査に関する事項
- 十四 その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項

第七条 保健所は、前条に定めるもののほか、地域住民の健康の保持及び増進を図るために必要なときは、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 所管区域に係る地域保健に関する情報を収集し、整理し、及び活用すること。
- 二 所管区域に係る地域保健に関する調査及び研究を行うこと。
- 三 歯科疾患その他厚生労働大臣の指定する疾病の治療を行うこと。
- 四 試験及び検査を行い、並びに医師、歯科医師、薬剤師その他の者に試験及び検査に関する施設を利用させること。

(2) 保健所の業務に必要な職種

地域保健法施行令の規定に基づき、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、統計技術者その他保健所の業務を行うために必要な者のうち、保健所の業務に必要な職種を配置します。

2 利便性の向上、住民サービス向上の具体例

(1) 中核市移行及び駅南庁舎整備後の一體的配置のメリット【例示】

項目	現状	一體的配置のメリット
健康・子育て等の総合支援の拠点整備	各課が個別に対応、相談窓口が一元化されていない。	保健所と保健センター及び子育て支援部門が駅南庁舎に配置され、きめ細かく迅速なサービス提供が可能となる。
母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	市が受理、県が審査・貸付	市が一括して事務を行うことで、手続きのワンストップ化による事務処理のスピードアップを図ることができる。
障害者手帳の交付	市が受理、県が審査・発行、市が交付	両部門の連携がより密になるとともに、来訪された方の待ち時間の短縮につながる。
母子健康手帳の交付	4階の保健センターで交付。支援の必要な妊婦に対しては3階のスタッフが4階に上がり相談を受けている。	両部門の連携がより密になるとともに、来訪された方の待ち時間の短縮につながる。
不妊・不育治療の助成	・県の助成は保健所に申請 ・市の助成は保健センターに申請 (県の助成対象となった人が市の助成対象となる。)	同じ場所で同時に県と市の申請ができる。
がん検診の啓発、がんについての健康教育	・小・中・高校、職域は保健所が担当 ・上記以外の者については市が担当	・小学校から高齢者まで各ライフステージに適した啓発及び教育が一連に流れの中で連携して実施できる。 ・市が実施している検診について情報提供し、個々の状況に応じた対応が可能になる。
生活習慣病対策、歯科保健対策	保健所、市それぞれが個別に施策を実施	保健所と保健センターとが連携して市民の実態に即した、より効果的な施策を立案し実行することができる。

項目	現状	一体的配置のメリット
小児慢性特定 疾病医療費助 成、肝炎治療費 助成、難病医療 費助成	・医療費の助成は保健所に申請 ・対象者に対しての支援、情報 提供、相談等は保健センター の保健師が対応。	対象者と保健師との関わりの 中で、サービスと支援が一元化 され、切れ目なく申請の案内、 その後の状況把握及び支援が 可能となる。
精神障がい者 等への相談支 援	保健所としての専門的支援。 市としての相談支援。	保健所と保健センター及び障 がい福祉課が連携して、一元的 な支援ができる。
妊娠期から子 育て期及び成 人期までの一 貫した相談支 援	保健センター、こども発達・家 庭支援センター、市の福祉関連 部局、学校及び教育委員会が乳 幼児と学童とその家族に対し て、相談支援を行っているが、 就学期を境に支援の連携が課 題となっている。	子育て支援部門と教育委員会 の関連部門の一部を一体的に 提供することにより、相談支援 の窓口を一本化して情報を共 有することで、乳幼児期から児 童期、思春期、成人期までの一 貫した相談・支援が可能とな る。

(2) 総合支所の活用例

- 各総合支所で申請手続きをする書類の受付（交付）を行います。

鳥取市保健所等（駅南庁舎）整備基礎調査について

1 調査名

鳥取市保健所等（駅南庁舎）整備基礎調査

2 調査目的

鳥取市保健所等の整備を行うにあたり、保健所等の規模や機能、駅南庁舎の活用並びに来庁者及び職員等にとって、快適で機能的なオフィス環境を整備し、より一層の市民サービスの向上や事務の効率化を実現すること等について調査、検討し、整備に関する基礎資料を作成することを目的とする。

3 対象施設

- ・鳥取県東部福祉保健事務所
- ・鳥取県東部生活環境事務所
- ・鳥取市役所駅南庁舎
- ・さざんか会館【総合福祉センター】（保健医療福祉連携課、健診推進室、中央保健センター、こども・発達家庭支援センター業務に係る部分）
- ・鳥取市教育センター（就学相談、特別支援教育相談業務に係る部分）

※ 調査項目一覧参照

4 委託期間

平成28年2月22日（契約日）から平成28年7月29日まで

5 調査内容

（1）鳥取保健所等の現状と課題

保健所、保健センター、子育て支援機能等が備えるべき機能について、現地調査及び施設管理者へのヒアリング等により、次に掲げる視点から整理する。

- ①サービス機能（窓口機能、情報公開スペース、相談コーナー、待合ロビーなど）
- ②執務機能（事務室、相談室、健診室、診察室、会議室、調理実習室、その他諸室など）
- ③倉庫機能（書庫、物品庫、機材庫、備蓄倉庫など）
- ④ユニバーサルデザイン関係
- ⑤来庁者の満足度向上及び職員の執務環境向上
- ⑥その他必要な機能

（2）基本レイアウト

- ①現状レイアウトの調査
- ②各機能に必要な面積の算定
- ③現状什器備品の調査、リストの作成
- ④現状文書量集計、文書量リストの作成
- ⑤ゾーン別のレイアウト基準の作成
- ⑥基本レイアウト図の作成
- ⑦各諸室の調整と検証

（3）概算改修費の検討

駅南庁舎活用に要する工事費（耐震改修を除く。什器備品等を含む。）を略算法等により概算で算出し検討する。

【 調査項目一覧 】

	施設	現状と課題の整理	現状レイアウト	現状什器備品の調査、リストの作成	現状文書量集計、文書量リストの作成	概算改修費(耐震化・設備除く)
1	鳥取県東部福祉保健事務所	○	○	○	○	—
2	鳥取県東部生活環境事務所	○	○	○	○	—
3	鳥取市役所駅南庁舎	○	※	※	※	○
4	さざんか会館〔総合福祉センター〕 (保健医療福祉連携課、健診推進室、中央保健センター、こども・発達家庭支援センター業務に係る部分)	○	※	※	※	—
5	鳥取市教育センター (就学相談、特別支援教育相談業務に係る部分)	—	—	—	○	—

* 鳥取市新本庁舎オフィス環境整備業務により別途調査中であり、当該資料を委託者が提供する。

鳥取市 中核市移行に関する広報等の取り組みについて

平成28年4月19日

鳥取市 中核市推進局

鳥取市の中核市移行に向けて、これまでの取り組みに加え、次の広報等を行っています。

今後も様々な機会を通じて、中核市移行の準備状況等に応じた広報・情報提供等を行います。

1 パンフレットの作成・配布

市役所（本庁舎・駅南庁舎・各総合支所等）の窓口に備え付け、来訪者へ配布するほか、地域づくり懇談会・関係機関・各種団体等への説明会・意見交換会などで配布しています。

（平成27年10月～）（鳥取市公式ウェブサイトからダウンロードができます。）

2 「すご！うさぎ」の活用による広報

市役所の封筒、配布資料、職員の名刺などに表示することにより広報しています。（平成27年10月～）



3 懸垂幕による広報

市民・事業者とともに気運を醸成するため、第二庁舎へ設置しています。（平成27年10月～）

4 モニター（画像放映）による広報

市役所本庁舎・駅南庁舎の待合所のモニターへの画像放映により広報しています。
（平成27年11月～）

5 これまでの広報等の取り組み【継続】

◎ 住民説明、関係機関・団体等への広報

地域づくり懇談会（地区公民館単位の座談会）、関係機関・各種団体等への概要説明並びに意見交換会などを行っています。

◎ とっとり市報

特集記事以外に毎月「中核市お知らせコーナー」を設け、継続して広報します。

号	内 容
平成27年 8月号	① 中核市をめざす背景
9月号	② 保健所の仕事と役割
10月号	③ 県から市へ移譲される事務
11月号	④ 中核市『鳥取市』の誕生まで
12月号	⑤ 中核市になるとどう変わる？【福祉分野①】 障害者手帳の交付をよりスムーズに、ほか
平成28年 1月号	⑥ 中核市になるとどう変わる？【福祉分野②】 民生委員の人数決定ときめ細かな活動の展開、ほか
2月号	⑦ 中核市になるとどう変わる？【保健衛生分野①】 妊娠期からの母子保健サービスを一元化
3月号	⑧ 中核市になるとどう変わる？【保健衛生分野②】 精神保健サービスの充実、ほか
4月号	⑨ 中核市になるとどう変わる？【保健衛生分野③】 食の安全指導などを実施
5月号	⑩ 中核市になるとどう変わる？【保健衛生分野④】 動物愛護・管理のサービスを一元化

平成28年2月号 [特集] 鳥取市保健所設置基本構想の概要

- ◎ 鳥取市公式ウェブサイト (※ 主なもの)
 - 「前進！中核市へ」(動画：市長が紹介)
 - 鳥取県から移譲される主な事務及び事務項目一覧表
 - 山陰東部圏域の未来へ向かって発展するまち【連携中枢都市圏】
 - 保健所の設置にあわせて「健康づくりと子育ての総合支援の拠点」の整備
 - 中核市への移行に関するQ&A
 - 「鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会」「鳥取市中核市移行推進本部会議」「鳥取市保健所設置検討委員会」の会議資料 など

6 平成28年度の取り組み

◎ 「(仮称)中核市移行シンポジウム」の開催

開催時期 平成28年10～11月頃

内 容 (1) 基調講演

(2) パネルディスカッション

参加者数 300名(見込み) ※ どなたでも参加できます

参 加 料 無料

◎ 市職員研修会の開催

開催時期 平成28年5月26日(木)～27日(金)

内 容 (1) 講演(講師:総務省自治行政局市町村課)

(2) 鳥取市の取り組み説明

対象者 鳥取市職員

東部 4町における広報等の取り組みについて

平成 28 年 4月 19 日
地 域 振 興 課

1 4町による町民向け広報の状況

- (1) 各町のHPにコーナー設置（概要説明及び県及び市のHPのリンクを掲載）
 - ・鳥取市の中核市移行に伴う県東部の保健所の体制について
- (2) 各町報 11月号（各町広報紙）への掲載
 - ・東部圏域の保健所体制の検討について
- (3) 各町報 1月号（各町広報紙）への掲載
 - ・東部圏域の保健所サービスについて（「鳥取市保健所設置基本構想」の策定）

2 当面の広報計画（案）

○昨年度に引き続き、各町広報誌への記事掲載を計画的に実施する。

※文案は地域振興課において作成。

(1) 時期 平成 28 年 7月号～8月号

内容 4町に係る保健所業務を県から市に委託すること、委託により業務の実施主体や実施場所は変わっても町民へのサービスは変わらないこと等について、鳥取市が市報で平成 27 年 12月号から広報している内容（福祉分野、保健衛生分野の行政サービス内容）をベースに 4町関係の内容に編集、簡略化して紹介。

(2) 時期 平成 28 年 10月号（または 11月号）

※「(仮称) 鳥取市中核市移行シンポジウム」の開催時

内容 シンポジウム開催の案内

3 今後の広報内容（案）

○当面の広報計画に引き続き、町民へのサービス提供手続き（窓口の変更等の案内など）などについて、きめ細やかに広報を行う。

※鳥取市の広報に準じて調整を行いたい。

(参考) 町報への記事掲載例 (岩美町の例)

【平成27年11月】

東部圏域の保健所体制の検討について

鳥取市が、平成30年4月を目指して中核市への移行を表明し準備を進めています。中核市へ移行すると市は県からの業務移管を受け、市が独自に保健所を設置することとなります。そのままで、これまで1市4町に係る業務を1つの保健所で実施していたものが、2つの保健所に分かれてしまいます。専門知識を有する人材を確保し、施設・資機材や業務の重複を防ぐため、県が実施している東部4町の保健所関連業務を、市へ委託して一体的に実施する方向で、町民の皆様方へのサービスを提供できるよう現在、検討を進めています。

今後も随時、検討の経過や委託事務の内容、手続き等についてお知らせしてまいります。詳しくは町ホームページをご覧ください。

問 健康対策課 ☎73-1322

【平成28年1月】

東部圏域の保健所サービスについて

このたび鳥取市において「鳥取市保健所設置基本構想」がまとめられました。

平成30年度(予定)に鳥取市が設置する保健所へ県が東部圏域4町に係る保健所関連事務を委託することを検討しています。現在、保健所では、心身の健康はもとより、暮らしを守る環境・生活衛生や食品衛生、犬猫などの動物愛護などの業務のほか、新型インフルエンザなど感染症の発生予防や拡大防止などの役割を担っています。事務委託により、窓口の場所や事務担当者が県から市へ変わっても、町民の皆様へのサービスがこれまでと変わらないよう、県に東部4町からの意見要望に対応する総括窓口体制を整備すること、住民サービス維持向上の仕組みとして県・市間の連携協約の締結や、県・市・4町による連携会議の定期的な開催などを鳥取市へ提案しています。

(現在の保健所の主な業務)

- 健康に関するサービス (東部福祉保健事務所(鳥取市江津)で実施)
 - ・結核対策
 - ・感染症対策(各種感染症の拡大防止、新型インフルエンザ等新たな感染症への対応、エイズ・性感染症の相談・検査)
 - ・難病対策(小児含む)
 - ・がん対策、健康づくり
 - ・精神保健福祉、ひきこもり、依存症(アルコール、薬物等)相談
 - ・医療・薬事に関する許可や相談
- 生活環境に関するサービス (東部生活環境保健事務所(鳥取市立川町)で実施)
 - ・食品及び生活衛生関係(理容、美容、クリーニング、旅館、浴場など)の営業許可
 - ・狂犬病予防対策、動物愛護
 - ・産業廃棄物に関する業の許可
 - ・環境・生活衛生及び食品衛生に関する指導

公立鳥取環境大学の入試実施状況と就職活動状況について

平成28年5月31日
教育・学術振興課

1 入試実施状況

- 志願倍率が6.2倍（年次目標：定員の3.6倍以上）、入学定員充足率が105.4%（年次目標：100%達成）と、年次目標を達成した。
- しかし、入学者に占める県内出身者の割合14.1%は、26年度入学生の12.0%に次いで、公立化後2番目に低い数値。
- 今後も県内高校の進路指導担当教員や校長との意見交換の場などを通じ、受験の働きかけを行っていく。

学部名	環境学部		経営学部		合計	
年 度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度
募集人員(A)	138名	138名	138名	138名	276名	276名
志願者数(B)	676名	759名	1,039名	785名	1,715名	1,544名
(うち県内)(B')	(42名)	(41名)	(157名)	(165名)	(199名)	(206名)
(県内割合)(B'/B)	(6.2%)	(5.4%)	(15.1%)	(21.0%)	(11.6%)	(13.3%)
志願倍率(B/A)	4.9倍	5.5倍	7.5倍	5.7倍	6.2倍	5.6倍
入学者数(C)	141名	148名	150名	149名	291名	297名
(うち県内)(C')	(8名)	(12名)	(33名)	(44名)	(41名)	(56名)
(県内割合)(C'/C)	(5.7%)	(8.1%)	(22.0%)	(29.5%)	(14.1%)	(18.9%)

<参考>他の県内大学の入試実施状況

大 学 名	鳥取大学(注)		鳥取看護大学		鳥取短期大学	
年 度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度
募集人員(A)	1,140名	1,140名	80名	80名	300名	300名
志願者数(B)	6,112名	5,345名	143名	161名	333名	331名
(うち県内)(B')	(891名)	(935名)	(96名)	(108名)	(257名)	(235名)
(県内割合)(B'/B)	(14.6%)	(17.5%)	(67.1%)	(67.1%)	(77.2%)	(71.0%)
志願倍率(B/A)	5.4倍	4.7倍	1.8倍	2.0倍	1.1倍	1.1倍
入学者数(C)	1,163名	1,176名	83名	80名	280名	262名
(うち県内)(C')	(185名)	(212名)	(59名)	(56名)	(224名)	(202名)
(県内割合)(C'/C)	(15.9%)	(18.0%)	(71.1%)	(70.0%)	(80.0%)	(77.1%)

注) 鳥取大学の県内出身者には、高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定)合格者の人数は含まれていない。

2 就職活動状況

- 公立化一期生が卒業した27年度の就職率が98.1%と、年次目標（全国国公立大学の平均値（27年度数値：97.1%）以上）を達成し、開学後最高となった。（なお、内定者に占める県内企業内定者の割合は開学後最低。）
- 昨年度から、学卒者の地元定着等を目的とした地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC十事業）に取り組んでおり、県内の自治体や企業、団体等と協働して、インターンシップや地元志向人材の育成を進める。

大 学 名	公立鳥取環境大学 (3/31現在)		鳥取大学 (5/1現在)		鳥取短期大学 (4/30現在)	
年 度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度
卒 業 者(A)	240名	194名	1,112名	1,102名	258名	279名
就職希望者(B)	212名	171名	635名	654名	232名	239名
(うち県内出身者)	(53名)	(80名)	(141名)	(148名)	(176名)	(191名)
内 定 者(C)	208名	159名	624名	639名	228名	234名
(うち県内企業)(C')	(45名)	(51名)	(141名)	(146名)	(160名)	(177名)
(県内企業割合)(C'/C)	(21.6%)	(32.1%)	(22.6%)	(22.9%)	(70.2%)	(75.6%)
内 定 率(C/B)	98.1%	93.0%	98.3%	97.7%	98.3%	97.9%

統計調査関係書類の紛失について

平成28年5月31日
統計課

平成28年経済センサス・活動調査において、倉吉市で、調査員が調査区内事業所名簿を紛失したことが判明しましたので、その状況とその後の対応について報告します。

- 1 日 時 平成28年5月15日(日)又は18日(水)
- 2 紛失場所 調査員の自宅又は倉吉市内
※調査員 倉吉市在住 60歳代女性(任期:平成28年5月9日から7月8日まで)
- 3 紛失書類及び流出情報
 - (1) 紛失書類
 - ・平成28年経済センサス・活動調査の調査区内事業所名簿7枚(3調査区分)
 - ・未記入の調査区内事業所名簿 8枚
 - (2) 流出情報
 - ・倉吉市内にある30事業所の名称、所在地、電話番号及び活動の有無
※「活動の有無」欄は、事業所の外観確認結果を記載(例:活動中、休業中等)

4 発生状況

5月15日(日)	9:00~12:00	調査員が担当する14調査区のうち8調査区を調査 調査区内事業所名簿の全調査区分を持ち出し、下敷きに挟んで調査を実施し、事業所の活動状態を記載後、手提げ袋に入れた
5月18日(水)	9:00~13:15	残りの6調査区を調査している途中で調査区内事業所名簿7枚がないことに気付き、倉吉市に名簿の紛失を報告
5月18日(水) 5月19日(木)	13:15~ 16:45	倉吉市職員4名及び当該調査員が一緒に15日及び18日の調査経路及び自宅、車内を捜索したが発見できず
5月19日(木)	18:30~20:00	県は連絡を受け倉吉市役所を訪問し、状況確認 未記入の調査区内事業所名簿8枚も紛失していることが判明
5月19日(木)	20:30	調査員が倉吉警察署に遺失届けを提出

5 対応

- (1) 当該事業所を訪問し、紛失の事実説明とお詫びを行った。
- (2) 事業所名簿を使用した、かたり調査等への悪用防止のため、県警本部に情報提供するとともに、記者室に資料提供し、県ホームページでも周知した。
- (3) 全市町村に対し、調査活動中の事故防止の徹底を図るよう、文書により通知するとともに、5月23日(月)に緊急事故対策会議を開催し、再度指導の徹底を図った。
- (4) 今後の対応

今回の事例を踏まえて、全ての調査で調査員に特に次の点を指導する。

今回の事例	改善方法
全ての名簿を持ちだし、調査活動を行った	当日の調査に必要な用品のみ持ち出す
事業所確認時に複数の調査区の名簿、リーフレットを下敷きに挟み作業を行った	手提げ袋から出して作業するものは、最小限の書類とし、容易に脱落しないよう工夫し、確実に下敷きに挟む
帰宅時(15日)と自宅を出る時(18日)に名簿の確認をしなかった	書類を持ち出すときは、出かける時と帰宅時に確認する

6 参考: 平成28年経済センサス・活動調査とは

- 平成28年6月1日を調査期日とし、全ての事業所及び企業(県内27,282事業所)を対象に、売上高や費用など経理項目を調査する基幹統計調査(統計調査員:県内308名)
- 統計調査員の業務内容及びスケジュール

- ・5月9日~13日 市町村主催の調査員事務打合せ会
- ・5月9日~19日 調査員が担当区域事業所の活動状態を確認し、調査の事前依頼
- ・5月20日~31日 調査票を事業所に配布
- ・6月1日~27日頃 調査期日(6/1)、調査票を回収・記入内容を検査等

私

平成28年経済センサス・活動調査
調査区内事業所名簿
経済省・経済産業省

都道府県名	市区町村名	市区町村コード	調査区番号	調査員氏名	調査区内事業所名簿枚数 枚目
-------	-------	---------	-------	-------	-------------------

* 調査区内事業所名簿への記入・訂正には、必ず青色のボールペンを使用してください。
** 調査票の記入欄にかかるわらす。すべての事業所について活動状態を確認して記入します。
*** この名簿は機密で読み取るため、迂回したり、折り曲げたりしないでください。

事業所番号	* 正式名称 (通称名)	所在地	電話番号	調査票配布・回収	
				事業所の活動状態	調査票配布・回収
1	活動中 → (営業場なども含む)	調査票配布(/)	調査票回収(/)		
2	休業中	1 インタビュート・電話回収 市区内から電話がある場合	2 インタビュート・郵送回収 市区内から郵便がある場合		
3	活動状態不明	3 インタビュート・郵送回収 市区内から郵便がある場合	4 インタビュート・郵送回収 市区内から郵便がない場合		
4	存在しない (休業、移転など)	4 インタビュート・郵送回収 市区内から郵便がない場合	4 インタビュート・郵送回収 市区内から郵便がない場合		
1	活動中 → (営業場なども含む)	調査票配布(/)	調査票回収(/)		
2	休業中	1 インタビュート・電話回収 市区内から電話がある場合	2 インタビュート・郵送回収 市区内から郵便がある場合		
3	活動状態不明	3 インタビュート・郵送回収 市区内から郵便がある場合	4 インタビュート・郵送回収 市区内から郵便がある場合		
4	存在しない (休業、移転など)	4 インタビュート・郵送回収 市区内から郵便がある場合	4 インタビュート・郵送回収 市区内から郵便がある場合		
1	活動中 → (営業場なども含む)	調査票配布(/)	調査票回収(/)		
2	休業中	1 インタビュート・電話回収 市区内から電話がある場合	2 インタビュート・郵送回収 市区内から郵便がある場合		
3	活動状態不明	3 インタビュート・郵送回収 市区内から郵便がある場合	4 インタビュート・郵送回収 市区内から郵便がある場合		
4	存在しない (休業、移転など)	4 インタビュート・郵送回収 市区内から郵便がある場合	4 インタビュート・郵送回収 市区内から郵便がある場合		
1	活動中 → (営業場なども含む)	調査票配布(/)	調査票回収(/)		
2	休業中	1 インタビュート・電話回収 市区内から電話がある場合	2 インタビュート・郵送回収 市区内から郵便がある場合		
3	活動状態不明	3 インタビュート・郵送回収 市区内から郵便がある場合	4 インタビュート・郵送回収 市区内から郵便がある場合		
4	存在しない (休業、移転など)	4 インタビュート・郵送回収 市区内から郵便がある場合	4 インタビュート・郵送回収 市区内から郵便がある場合		

ジャマイカ陸上交流事前協議団のジャマイカ訪問結果について

平成28年5月31日

スポーツ課

2020東京五輪での事前キャンプ招致に向けて、ジャマイカ陸上競技の状況について関係先を視察し、陸上交流に係る事前協議等を行うための協議団（団長：鳥取陸協浜崎会長）がジャマイカを訪問、現地時間の5月5日午後、鳥取陸上競技協会とジャマイカ陸上競技連盟の間で友好団体提携の協定が締結されました。

また、現時時間の7日午前、ジャマイカオリンピック協会マイケル・フェンネル会長と面会し、2020東京五輪での鳥取での事前キャンプ実施を要望しました。

1 事前協議団

- (1) 団員 《鳥取陸上競技協会》 浜崎 晋一 会長（団長）、新田 明彦 専務理事
《鳥取県》 小西慎太郎 スポーツ課長 他職員
(2) 期間 5月1日（日）～10日（火）※移動日を含む
(3) 訪問先 ジャマイカ陸上競技連盟、ジャマイカオリンピック協会、GCフォスター
カレッジ、ウェストモアランド県内学校施設 他

2 友好団体提携協定締結式

(1) 日 時 5月5日（木）午後5時15分～（日本時間：6日午前7時15分～）

(2) 場 所 在ジャマイカ日本大使公邸（ジャマイカ・キングストン）

(3) 出席者

《ジャマイカ陸上競技連盟》

ウォーレン・ブレイク 会長 ※署名者

ガース・ゲイル 専務理事 ほか関係者

《鳥取陸上競技協会》

浜崎 晋一 会長 ※署名者

新田 明彦 専務理事

《在ジャマイカ日本大使館》

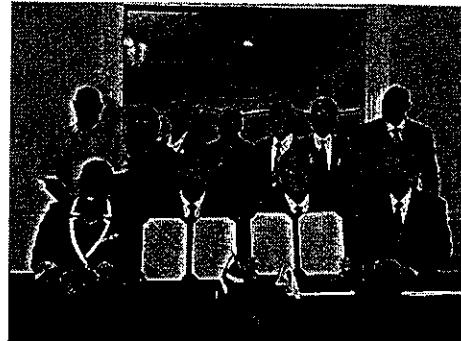
中野 正則 特命全権大使 ※立会者

《ジャマイカ文化・ジャー・エンター・娯楽・スポーツ担当大臣》

オリビア・グランジ 大臣 ※立会者

《ウェストモアランド県》

バーテル・モーア 知事



【写真】前列左からグランジ大臣
ブレイク会長、浜崎会長、中野大使

（4）関係者コメント

（ブレイク会長）この友好団体提携協定が、2020年のオリンピックに向けてジャマイカの選手が事前キャンプ地として鳥取を訪れる3度目のきっかけとなることを願う。

（浜崎会長）両団体がお互いに助けあいながら発展していく“スタートライン”に立った。陸上競技を通じた交流を進め、2020年には、三たび、ジャマイカの鳥取キャンプが実現することを願う。

（5）総括 スポーツ大臣にも急遽立会人として参加いただき協定を締結することができ、両国（地域）の陸上交流の発展と事前キャンプ実現に大きく前進した。

3 ジャマイカオリンピック協会訪問概要

(1) 日 時 5月7日（土）午前10時30分～（日本時間：8日午前0時30分～）

(2) 場 所 ジャマイカオリンピック協会（ジャマイカ・キングストン）

(3) 相手方 マイケル・フェンネル会長他1名

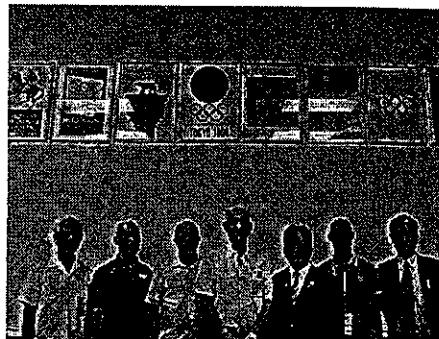
(4) フェンネル会長コメント

これまでの関係を考えると2020年のキャンプ地として鳥取を考えるのは当然のこと。

正式決定に向かうため企画書を提出してほしい。

【写真】左2人目から新田専務理事、ブレイク会長

フェンネル会長、浜崎会長、ゲイル専務理事



ジャマイカ陸上競技連盟と日本国鳥取陸上競技協会の
友好団体提携に関する協定書

ジャマイカ陸上競技連盟と日本国鳥取陸上競技協会（以下「両団体」という。）は、2016年4月6日に両団体が交わした「交流を進めるための覚書」の内容に基づき緊密な協議を進めた結果、以下について認識を共有するに至り、友好団体提携に関する協定を締結する。

- 1 両団体は、駐日ジャマイカ大使館、在ジャマイカ日本大使館、鳥取県を始めとした多くの関係者の祝福の下、両団体間の友好及び協力関係を維持、発展させる。
- 2 両団体は、平等互恵の原則に基づいて、陸上競技の分野において、それぞれの特色を活かした交流事業を実施する。
- 3 両団体は、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会でのジャマイカ陸上チームの鳥取県での事前キャンプ実現に向け協力していく。
- 4 ジャマイカ陸上競技連盟は、鳥取の小中高校生の陸上競技力向上のため、陸上教室の指導者を鳥取に派遣する。
- 5 ジャマイカ陸上競技連盟は、鳥取の陸上指導者がジャマイカの大学で研修受講する際の各種支援を実施する。
- 6 鳥取陸上競技協会は、ジャマイカ陸上競技の底辺拡大のため、陸上競技に必要な器機をジャマイカに提供する。
- 7 両団体は、スポーツ科学分野における研究を共同で実施する。
- 8 両団体は、各種交流事業の実施方法等について引き続き緊密に協議を継続し、双方で必要な手続きを行う。

本協定書の成立を証するため、日本語及び英語で各2部作成し、両団体代表者署名の上、それぞれ各1部ずつ保管する。

2016年5月5日

W. Blake

ジャマイカ陸上競技連盟 会長
ウォーレン・ブレイク

浜崎晋一

日本国鳥取陸上競技協会 会長
浜崎 晋一

第27回日本パラ陸上競技選手権大会の結果について

平成28年5月31日
スポーツ課

4月30日（土）、5月1日（日）の2日間、布勢陸上競技場（鳥取市布勢）において、これまでの開催地である大阪市以外では初の地方大会となる「第27回日本パラ陸上競技選手権大会」が開催されました。大会期間中は約5,000人もの観戦者が訪れるとともに、世界新記録をはじめ多数の好記録が生まれました。

1 大会結果

（1）参加選手：205名

※鳥取県選手は6名参加。野田昭和（車椅子・鳥取市）100m/400m/1500m、安野祐平（車椅子・米子市）100m/800m、森卓也（車椅子・米子市）砲丸投/円盤投/やり投、前島浩二（聴覚障がい・鳥取市）やり投、前島博之（聴覚障がい・鳥取市）走高跳、中村開知（聴覚障がい・鳥取市）100m

（2）スタッフ：約450名（競技役員、協力審判員、競技補助員、ボランティア）

（3）観客数：約5,000人（2日間）

（4）記録：世界新1、アジア新3、日本新23、大会新41 計68

・世界記録 T42 走幅跳 山本篤（スズキ浜松AC）

・アジア記録 T44 100m 高桑早生（エイベックス）、T44 走幅跳 中西麻耶（大分身障陸協）ほか

・日本記録 F55 砲丸投 森卓也（鳥取パラ陸協）、T33 800m 安野祐平（鳥取パラ陸協）ほか

（5）鳥取大会の特徴

○特別支援学校等の参加

特別支援学校（15チーム）及び小学校・地域の陸上クラブ（32チーム）による4×100mリレーを、競技プログラムとして大会初実施。

○併催イベント「あいサポートフェスタ」

あいサポート運動紹介、ユニバーサルデザイン啓発展示、ユニバーサルデザインタクシー展示、レーザー試乗体験、障がい福祉事業所お菓子販売、ゴーヤ苗無料配布、ミニ屋台村、かに甲羅投、お楽しみ抽選会 等

○五輪メダリストの応援

・室伏広治氏（ハンマー投で2004年アテネ金、2012年ロンドン銅。開会式に参加、布勢陸上競技場を視察。）
・野口みづき氏（マラソンでアテネ金。特別支援学校・小学校等リレー表彰プレゼンター、一般向けサイン会実施。）

2 選手・関係者の声

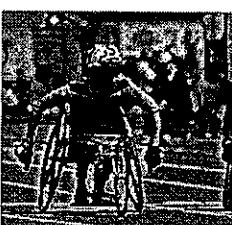
- 「国内でこんなにお客さんが入って盛り上がる大会は経験がない。（世界記録は）会場の雰囲気のおかげじゃないですかね。」（世界新記録山本篤選手）
- 「選手と県民の心が一つになった大会だった」（福留県障がい者スポーツ協会会長）
- 「行政を巻き込んだ大会運営や態勢は一番よかったです。公園全体がバリアフリー化され、最高の環境。」（大会を主催する日本パラ陸連三井理事長）

【第27回日本パラ陸上競技選手権大会】

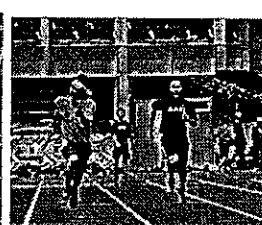
- 期日 平成28年4月29日（金）開会式、4月30日（土）競技1日目、5月1日（日）競技2日目
- 競技会場 コカ・コーラウエストスポーツパーク陸上競技場（鳥取市布勢）
- 主催 一般社団法人日本パラ陸上競技連盟
- 共催 第27回日本パラ陸上競技選手権大会鳥取県実行委員会
- 実施種目 100m、200m、400m、800m、1500m、5km、1万m、走幅跳、走高跳、三段跳、円盤投、砲丸投、こん棒投、やり投げ、こん棒投



スタンドの大声援



100m 800m 出場安野選手



特別支援学校リレー



笑顔でサインに応える野口さん

平成28年度障がい者スポーツ選手・団体の強化指定について

平成28年5月31日
スポーツ課

このたび、パラリンピックやデフリンピック及び全国大会等で活躍する選手を育成することを目的に、強化対象選手・団体を下記のとおり指定しました。

選手・団体の強化指定は、平成26年度より障がい者スポーツ競技力向上事業（県単独事業）で実施しています。

1 平成28年度強化指定選手・団体、強化策の概要

平成27年度（12名）に比し、個人競技の指定者数は全体として1名減、団体競技の指定数は変更無し。

- ・H27個人競技：アーチェリー1、陸上6、ボウリング1、水泳1、卓球2、スポーツチャンバラ1 計12名
 - ・H28個人競技：アーチェリー1、陸上7（1名減、2名追加）、ボウリング1、水泳1、卓球0、スポーツチャンバラ1 計11名
- なお、年度中の大会結果を勘案した選手の入れ替えを検討。

区分	個人競技（11名）	団体競技（6団体）
対象種目	<ul style="list-style-type: none">・アーチェリー 1名・陸上 7名・ボウリング 1名・水泳 1名・スポーツチャンバラ 1名	<ul style="list-style-type: none">・ソフトボール（知的障がい）・バレーボール（精神障がい）・バレーボール（聴覚障がい）・バスケットボール（知的障がい）・車いすバスケットボール・フライングディスク
強化策の概要	<ul style="list-style-type: none">・合宿や県外遠征の実施、強化トレーニングを実施（県体育協会の競技団体に所属する指導者等による指導を実施。）・指導者を県外へ派遣し、優れた指導方法の学習。	<ul style="list-style-type: none">・練習会や合宿等を実施（知的障がい者のソフトボールとバスケットボールは、特別支援学校生徒も交えた合同練習会を実施。）

2 強化指定期間

平成28年度

【平成28年度障がい者スポーツ競技力向上事業の概要】

- ・強化選手を指定し、合宿や県外・海外遠征の実施や強化トレーニングを実施（12,315千円）
- ・団体競技チームの強化のため、練習会や合宿を実施（3,186千円）

平成28年度鳥取県障がい者スポーツ強化指定選手及び担当コーチ（個人競技）

No.	競技・種目	選 手 (上段) コーチ (下段)	所 属	主 な 成 績
1	アーチェリー 車椅子	寺 坂 真 一 安 治 直 人	県射撃障害者アーチェリー協会 県アーチェリー協会	2011・2013年の世界選手権出場、2014年アジアパラ競技大会出場。2015年アジアパラアーチェリー（バンコク）ベスト16。パラリンピック出場を目指す。
2	陸上・中短距離 車いす	野 田 昭 和 山 下 忍	(有)信聖工業 県障がい者スポーツ協会	2012・2013・2015年大分国際車いすハーフマラソン1位、2015年Chinaオープン1500m 3位、400m 4位。パラリンピック出場を目指す。
3	陸上・跳躍 聴覚	前 島 博 之 村 上 弘	鳥取聴学校 バランス課題樹（トレーニング）	2013年デフリンピック（ブルガリア）走高跳4位、走幅跳7位。2015年アジア太平洋ろう者競技大会（台湾）走高跳2位。デフリンピックへの出場及び上位入賞を目指す。
4	陸上・投擲 聴覚	前 島 浩 二 加 嶋 秀	千代三洋工業（株） 鳥取陸上競技協会	2012年世界ろう者陸上競技選手権大会（カナダ）やり投5位。2015年アジア太平洋ろう者競技大会（台湾）やり投3位。デフリンピックへの出場及び上位入賞を目指す。
5	陸上・短距離 聴覚	中 村 開 知 福 長 正 彦	ダイヤモンド電機（株） 鳥取陸上競技協会	2014年日本聽覚障害者陸上選手権大会100m 2位。2015年アジア太平洋ろう者競技大会（台湾）4×400m3位。デフリンピックへの出場及び上位入賞を目指す。
6	陸上・長距離 知的	岡 野 大 地 倉 信 昌	かめの会作業所 県体育協会	2015年ジャパンパラ陸上競技大会5000m 1位、日本ID陸上競技選手権5000m 3位 パラの知的障がい者がパラリンピック出場及び国内外大会で上位を目指す。
7	①新 陸上・投擲 車椅子	森 卓 也 加 嶋 秀	養和病院 鳥取陸上競技協会	2015年ジャパンパラ陸上競技大会砲丸投1位、全国障害者スポーツ大会砲丸投1位（大会新）パラリンピック出場及び国内外大会で上位入賞を目指す。
8	②新 陸上・中短 距離 車椅子	安 野 祐 平 山 下 忍	(合) 楽志 県障がい者スポーツ協会	2015年日本パラ陸上競技選手権大会800m 1位（日本新）100m2位、ジャパンパラ陸上競技大会100m 2位。パラリンピック出場及び国内外大会で上位入賞を目指す。
9	ボウリング 聴覚	中 村 洋 三 森 修 治	ダイヤモンド電機（株） 県ボウリング協会	2013年第23回全国ろう者ボウリング選手権大会1位、2015年アジア太平洋ろう者競技大会（台湾）団体戦3位。デフリンピックへの出場及び上位入賞を目指す。
10	水泳・平泳ぎ 知的	米 村 允 本 田 貴 志	県障がい者水泳協会 県体育協会	2012年全国障害者スポーツ大会50m平泳ぎ2位、2015年中国四国身体障害者水泳選手権個人メドレー1位。国内大会で上位入賞を目指す。
11	スイミング 知的	広 芳 寛 治 広 芳 幸 美	県スポーツ協会 鳥取北栄クラブ	2014年アジアオセニア大会（ニューカレドニア）団体1位/個人3位、2015年世界選手権（東京）ベスト8。国内外の大会で上位入賞を目指す。

